令和６年10月～令和７年９月分　**札幌市就学援助　申請要領**

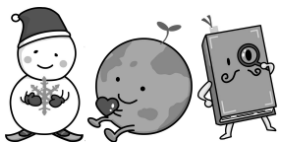

申請書はこの中に入っています

就学援助は、経済的にお困りの世帯に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。札幌市が定める要件を満たす世帯が対象となります。就学援助を希望される方は、以下の説明をご覧のうえ、申請してください。

1 就学援助の対象となるお子様

・令和６年10月時点で**小学校・中学校**に在学しているお子様

・令和７年４月に**小学校に入学する**お子様

義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程は中学校と読み替えてください。

2 認定要件（就学援助を受けられるための要件）

札幌市内にお住まいで、次の認定要件のいずれかに該当する世帯（生活保護を受けている世帯を除く）

<table>
<tr><th></th><th colspan="5">認定要件</th><th colspan="4">備　考</th></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="5">令和５年10月以降
生活保護が廃止または停止された。</td><td colspan="4">生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限ります。</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="5">札幌市で児童扶養手当を受給している（A）、または
令和５年11月以降に受給したことがある（B）。</td><td colspan="4">（B）は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限ります。</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="9">令和６年度において、高校生以下を除く世帯全員（※1）の市町村民税が非課税または全額免除された。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">④</td><td colspan="5">高校生以下を除く世帯全員分（※1）の
令和５年中の所得合計額が下表の限度額以下だった。</td><td colspan="4">医療費自己負担額を支払った世帯（※2）、失業者がいる世帯（※3）は、世帯の所得の合計額から一定額を控除できる場合があります。</td></tr>
<tr><td>世帯人数</td><td>２人</td><td>３人</td><td>４人</td><td>５人</td><td>６人</td><td>７人</td><td>８人</td><td>９人</td></tr>
<tr><td>所得限度額
（※4）</td><td>186 万円</td><td>232 万円</td><td>252 万円</td><td>288 万円</td><td>341 万円</td><td>410 万円</td><td>480 万円</td><td>558 万円</td></tr>
<tr><td>給与収入目安
（※5）</td><td>277 万円
程度</td><td>343 万円
程度</td><td>369 万円
程度</td><td>414 万円
程度</td><td>480 万円
程度</td><td>567 万円
程度</td><td>654 万円
程度</td><td>741 万円
程度</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td colspan="9">令和５年度以降、風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td colspan="9">令和５年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。</td></tr>
</table>

（※1）生計維持者が単身赴任等で別居している場合や、離婚前提で別居している場合、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。なお、離婚調停や裁判中の場合は配偶者を同一世帯とみなさないことができる場合があります。

（※2）所得税の医療費控除（特例を除く）の対象費用に限り、交通費や健康診断、予防接種は対象外です。

（※3）申請時点で無職・無収入の方に限ります。雇用保険の特例一時金を受けている方は対象外です。

（※4）所得は、収入から必要経費を差し引いた額です。給与の場合は支払金額ではなく給与所得控除後の額となります。

（※5）あくまでも目安です。収入がある方の人数や金額によって所得額が異なる場合がありますのでご了承ください。

3 申請方法

下記のいずれかの方法で申請してください。

⑴ 電子申請

４ページの二次元コードまたは、札幌市公式ホームページ内「就学援助」のページから申請してください。

【ご用意いただくもの】：電子メールアドレス、振込口座がわかるものの画像データ（通帳やキャッシュカードなど）

※一部の方のみ必要：認定要件を満たしていることを証明する書類（2ページの５をご覧ください。）

⑵ **書面申請**

お子様が在学する学校(小学校入学予定のお子様のみの世帯は入学予定校)に申請書等を提出してください。

※小学生と中学生など学校が異なるお子様が複数名いる世帯はいずれか１校に提出してください。

【ご用意いただくもの】:申請書、通帳やキャッシュカードのコピーなど振込先の情報がわかるもの

※一部の方のみ必要:認定要件を満たしていることを証明する書類(下記５をご覧ください。)

4 申請期限

令和 6 年 8 月 30 日(金)(※)

ただし、令和７年４月小学校入学予定のお子様のみの世帯は 令和７年４月 30 日(水)

(※)上記期限以降も申請は可能ですが、原則として申請月からの認定となるため、期限後に申請をした場合は、支給額が月割になる費目や支給を受けられない費目があります。また、離婚や失業等により家計の状況が変化した場合なども、**随時申請を受け付けています。**

【申請可能期間について】

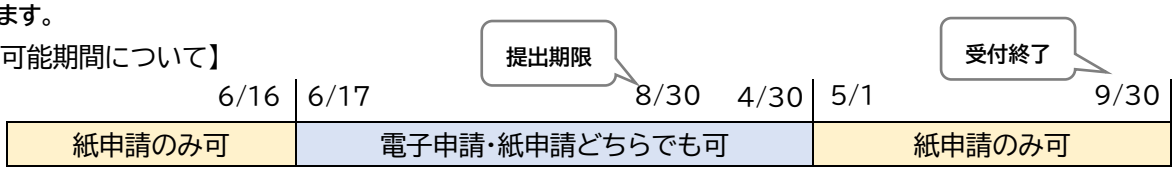

5 審査に必要な情報の取り扱い

審査に必要な情報のうち、生活保護、児童扶養手当、所得額、課税額に関する情報は、札幌市教育委員会が、札幌市の各所管部署から直接取得します。このことに同意しない方は、事前に必ず札幌市教育委員会(就学援助担当:電話 011-211-3851)にご連絡ください。同意しない場合、電子申請はできず、下表の証明書類が必要になります。

なお、同意いただいた場合であっても、必要な情報を札幌市から取得できなかった方や、札幌市が保有しない情報が必要となる方(下表参照)については、証明書類の提出が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

認定要件	証明書類の添付が必要になる方・世帯	必要な証明書類(いずれもコピー可)
①	札幌市以外の自治体で生活保護を受けていた世帯	生活保護廃止決定通知書
②	札幌市から児童扶養手当の申請・受給に関する情報を取得できない方	児童扶養手当証書
③ または ④	札幌市に所得・課税の情報がない方 (例)・令和６年１月以降に市外から転入した方 ・令和６年１月１日時点で札幌市に住民登録がない方 ・住民税の申告をしていない方	令和６年度の 「所得証明書」、住民税の「特別徴収税額決定(変更)通知書」、住民税の「課税明細書」 のいずれか１点(※1・2)
	離婚調停中や裁判中である配偶者を同一世帯員とみなさない特例の適用が必要な方	離婚調停中や裁判中であることを確認できる書類(裁判所からの文書、弁護士の委任契約書など)
④	世帯の所得が限度額を超えているが、支払った医療費自己負担額を控除することで限度額以内となる世帯	医療費自己負担額を確認できる書類(医療費のお知らせ、領収書、確定申告書の控(医療費控除の明細書)など)
	世帯の所得が限度額を超えているが、現に失業して無職・無収入である方がおり、その方の給与所得を０円とみなすことで限度額以内となる世帯	失業したことを確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書など)
①～④ 共通	①～④において、札幌市教育委員会が審査に必要な情報を札幌市から直接取得することに同意しない方	(認定要件に応じた上記の証明書類)
⑤・⑥	⑤または⑥の認定要件が適用されるすべての世帯	認定要件が確認できる書類

※1)住民税未申告の方は、所得証明書の発行を受けるためには、申告の手続きが必要になる場合があります。
市区町村の住民税担当部署(札幌市の場合はお住まいの区を所管する市税事務所)にご相談ください。

※2)源泉徴収票、給与証明書、給与明細、確定申告書の控などは原則使用できません。

6 申請書の記入要領

申請書は表裏の両面あります。裏面も忘れずに記入してください。

＜おもて面＞

学校に提出する日を記入してください

1～5 のすべてに同意していただいた上での申請となります
内容を必ず確認してください

申請日	令和 6 年 12月 3日

私の世帯は就学援助を受けたいの

1 札幌市教育委員会が、就学援助の認定[illegible]必要な範囲内で、私及び世帯員全員の住民記録、所得及び課税の状況、並びに[illegible]手当の申請・受給の状況について[illegible]の所管部局から情報を得ることに同意します。
2 審査の内容及び申請状況につ[illegible]札幌市教育委員会が、②に記載する者が在籍する（又は進学予定の）学校に通知することに
3 私の世帯に支給される給食費及び修学旅行費は、札幌市長または学校長がこれを代理受領し、給食費及び修学旅行費に充当す
4 学校徴収金に滞納がある場合には、私の世帯に支給される学用品費等及び宿泊校外活動費は、学校長がこれを代理受領し、滞納
ことに同意します。
5 不実の申告等により不正に就学援助費を受給した場合は、その全額を返還することに同意します。

内容確認や不備の連絡のため、学校・市教委または行政事務センターから連絡する場合がありますので、できるだけ連絡がつきやすい電話番号を記入してください

① 申請者（口座名義人） ※保護者等に限ります 【すべて必須項目です。記入漏れのないようお願いします。】

フリガナ	サッポロ イチロウ	生年月日	㊐・平 55 年 1 月 2日
氏名	札 幌 一 郎	電話番号	011-211-3851
住所	〒 060－0002 札幌市中央区北２条西２丁目１５－１ STV 北２条マンション３０１		
申請日(記載日)時点での職業	✔会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) □無職 □大学生・専門学生等 □高校生以下	令和5年中の収入	㊀・無
（該当者のみ）令和6年10月以降、他市町村で就学援助を受給している(いた)場合は市町村名を記入	岩見沢市		

② 小中学生のお子様（令和7年4月小学校入学予定者含む）
※令和7年4月小学校入学予定者は、学校名欄に入学予定校を記入し、学年欄に「予定」と記入してください。

	氏名	生年月日	学校名	学年
フリガナ	サッポロ ジロウ	平成 21 年 5 月 5 日	大通西中学校	3
氏名	札 幌 次 郎			
フリガナ	サッポロ ハナコ	平成 23 年 6 月 6 日	教育大付属小学校	1
氏名	札 幌 花 子			
フリガナ	サッポロ サブロウ	平成 25 年 7 月 7 日	大通中央小学校	5
氏名	札 幌 三 郎			
フリガナ	サッポロ ナツコ	平成 27 年 8 月 8 日	大通中央小学校	3
氏名	札 幌 夏 子			
フリガナ	サッポロ シロウ サッポロ アキコ	四郎 平成 29 年 9 月 10 日	大通中央小学校	1
氏名	札 幌 四 郎 札 幌 秋 子	秋子 平成 30 年 11 月 12 日	大通中央小学校	予定

申請対象のお子様が６名以上の場合は、１人分の枠に２人書くなどにより対応してください

次年度小学校入学のお子様は、学年欄に「予定」と記入してください

「②小中学生のお子様」欄には、就学援助の対象となるお子様**全員**を記入してください。
学校ごとに申請書を分ける必要はありません　令和７年４月小学校入学予定のお子様も忘れずに記入してください

③ 上記以外の家族（①②に記入した方以外の世帯員全員を記入してください。原則、同居者や別居中の配偶者も含みます。）

	氏名	申請者との続柄	生年月日	申請日(記載日)時点での職業	令和5年中の収入
フリガナ	サッポロ ハルコ	妻	㊐・平・令 56 年 2 月 3 日	✔会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) □無職 □大学生・専門学生等 □高校生以下	㊀・無
氏名	札 幌 春 子				
フリガナ	サッポロ タロウ	長男	昭㊐・平・令 19 年 4 月 4 日	□会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) □無職 □大学生・専門学生等 ✔高校生以下	有・無
氏名	札 幌 太 郎				
フリガナ	サッポロ ユキコ	四女	昭・平㊐ 3 年 12 月 12 日	□会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) □無職 □大学生・専門学生等 ✔高校生以下	有・無
氏名	札 幌 雪 子				
フリガナ	イシカリ ハチロウ	父	㊐・平・令 23 年 5 月 15 日	□会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) ✔無職 □大学生・専門学生等 □高校生以下	㊀・無
氏名	石 狩 八 郎				
フリガナ	イシカリ ウメコ	母	㊐・平・令 24 年 6 月 16 日	□会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) ✔無職 □大学生・専門学生等 □高校生以下	有・㊀
氏名	石 狩 梅 子				
フリガナ	イシカリ フユコ	五女	昭・平㊐ 2 年 8 月 7 日	□会社員(公務員含む) □自営業 □アルバイト(パート含む) □無職 ✔大学生・専門学生等 □高校生以下	有・無
氏名	石 狩 冬 子				

①・②に記入した方は、こちらには記入しないでください

令和5年中の収入の有無の欄は、高校生以下は〇は不要です

④ 申請理由 必須（該当する番号を〇で囲んでください。複数可）

1 令和5年10月以降生活保護が廃止または停止になった
2 児童扶養手当受給中または令和5年11月以降受給したことがある
3 令和6年度の市町村民税が世帯全員非課税
〇4 令和5年中の世帯の合計所得が限度額以下
5 令和5年度以降自営業者等に係る個人事業税が全額免除
6 令和5年度以降生業・技能習得・支度関係経費の貸付を受けた

該当する番号に〇をつけてください（複数可）

⑤ ひとり親世帯で児童扶養手当を受給していない方は理由に〇
【ひとり親世帯で、上記④で「2」以外に〇をつけた方は必須です。】複数可

1 申請中（未決定）のため
2 所得の限度額を超えたため
3 障害年金または遺族年金を受給しているため
4 配偶者と離婚調停または訴訟中のため
5 その他（ ）

ひとり親世帯（祖父母等と同居している場合も含む）であって、申請日時点で札幌市で児童扶養手当を受けて**いない**場合は、その理由に〇をつけてください
「5 その他」の場合は右側の（ ）に記入してください

記入漏れなどの不備が例年多くなっています。不備がないか、提出前に必ずご確認ください。

＜うら面＞

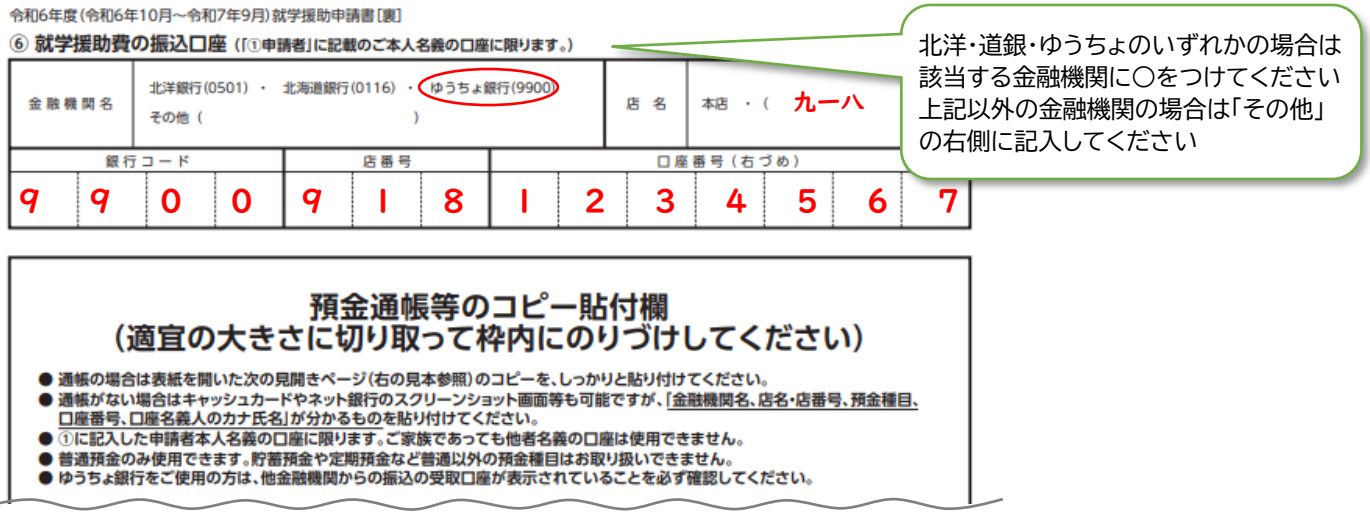

7　受付業務の委託について

就学援助の申請受付業務については、札幌市が所管する「札幌市行政事務センター」に委託して実施します。

申請書類の不備や、確認を要する事項があるときは、学校・教育委員会のほか、札幌市行政事務センターから申請者に直接電話連絡(発信番号:011-350-6750)をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

8　審査結果の通知

審査結果は、学校を通して書面でお知らせします。申請書を提出した学校以外の学校に在籍するお子様がいる場合は、その在籍校にも教育委員会から審査結果を通知します。

9 支給内容

就学援助が認定となった方に支給される援助の内容(支給費目)は次のとおりです。[　]は支給対象者です。
概要のみ記載しています。詳細は対象となる方に別途ご案内します。
□は国公立(国・道・市立)学校のみ、◇は札幌市立学校のみ(◆は中等教育学校を除く)支給される費目です。

学用品費等　[小・中学生]　年額 13,230 円～27,310 円(学年によって異なります)
生徒会費　[中学生]　年額 2,340 円
入学準備金　[(小)令和 7 年 4 月小学校入学者(認定期間に令和 7 年 4 月を含む方に限る)]　57,060 円 [(中)令和 7 年 4 月中学校入学者(認定期間に令和 7 年 3 月を含む方に限る)]　63,000 円
体育実技用具[柔道またはスキー授業実施校の小 1・小 4・中 1]　柔道衣またはスキー用具の現物支給
□宿泊校外活動費[認定期間に出発日が属する月が含まれており、行事に参加した方]　交通費・見学料相当額
□修学旅行費　[認定期間に出発日が属する月が含まれており、行事に参加した方]実費相当額(一部対象外費用あり)
◆通学費　[小・中学生で通学距離が一定以上など所定の要件を満たす方]　公共交通機関利用額
◇給食費　[小・中学生]　給食費が無料
◇学校病医療費[小・中学生で所定の疾病で医療機関を受診する方]　所定疾病分の医療費自己負担額が無料
◇災害共済掛金[小・中学生で、5 月 1 日時点で認定された方]　日本スポーツ振興センター災害共済掛金が無料

※ 国の基準改定等により変更になる場合があります。

○就学援助の申請に関するご相談、申請書の交付・提出等については学校に、電子申請については、下記札幌市教育委員会の担当部署までお問い合わせください。
○就学援助の制度については、札幌市ホームページでもご案内しています。電子申請ページのリンクもこちらに掲載しています。「札幌市　就学援助」で検索してください。

札幌市　就学援助　検索

(発行)札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係　TEL:011-211-3851　メール:shugakuenjo@city.sapporo.jp